

監査公表第 763 号

包括外部監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項前段の規定により京都市長及び京都市教育委員会から通知がありましたので、同項後段の規定により次のとおり公表します。

令和元年 12 月 26 日

京都市監査委員

# 1 平成 30 年度包括外部監査（平成 31 年 3 月 28 日監査公表第 758 号）

(生活保護扶助費－1)

指 摘 事 項
<p>第 2 監査の結果及び意見</p> <p>2 個人給付型扶助費</p> <p>2.1 生活保護扶助費</p> <p>2.1.4 支給に至るまでの事務</p> <p>【指摘事項】判断能力確認と代筆対応</p> <p>本人の判断能力や代筆権限を確認する資料に不足があるケースが見受けられるため、挙証資料の完備が必要である。世帯主である被保護者が当該世帯の被保護者全員について一括して署名すればよいと解されるとしても、世帯主である被保護者本人の判断能力について本人の発言や本人の心身の状況などの確認を行わずに代筆を認めることは申請保護の原則（第 7 条）に反する。本人の判断能力の低下により本人が自ら申請を行うことが困難である場合には、申請保護の原則の明確な例外である職権保護（第 25 条）を検討すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>本人が自ら申請を行うことが困難である場合には、職権保護を検討するよう、令和元年 5 月 15 日開催の区・支所生活福祉課長会において周知し、徹底を図った。</p>

(生活保護扶助費－2)

指 摘 事 項
<p>第2 監査の結果及び意見</p> <p>2 個人給付型扶助費</p> <p>2.1 生活保護扶助費</p> <p>2.1.4 支給に至るまでの事務</p> <p>【指摘事項】過去に支払済の保険料への一時扶助</p> <p>京都市が保護する1年も前に、京都市の指導に反して転居した際に支出した火災保険料に対して一時扶助を支出する対応が適切な事務とは考えられない。厳正な取扱いに留意されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>今後、厳正な取扱いに留意するよう、令和元年5月15日開催の区・支所生活福祉課長会において周知し、徹底を図った。</p>

(生活保護扶助費－3)

指 摘 事 項
<p>第2 監査の結果及び意見</p> <p>2 個人給付型扶助費</p> <p>2.1 生活保護扶助費</p> <p>2.1.12 保護費の返還及び徴収</p> <p>【指摘事項】臨時収入の収入未済額への充当努力</p> <p>多額の収入未済額がある保護受給者において、生活保護を受給していた期間に対応する税金還付など臨時の収入があり保護停止となる場合、停止期間中も返済能力を十分に検討した上で返済の申出書を入手するなど納入指導を行い、収入未済額への充当に努めるべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>返還徴収金の債務がある受給者が保護停止となる場合、停止期間中も状況に応じて納入指導を行うよう、令和元年5月15日開催の区・支所生活福祉課長会において周知し、徹底を図った。</p>

(生活保護扶助費－4)

指 摘 事 項
<p>第2 監査の結果及び意見</p> <p>2 個人給付型扶助費</p> <p>2.1 生活保護扶助費</p> <p>2.1.14 金銭等の管理</p> <p>【指摘事項】10年以上調査が進んでいない遺留金品への対応</p> <p>複雑な法的問題が原因で、長期間調査が進んでいない遺留金品がある。「生活保護遺留金品取扱要領」、保健福祉局生活福祉部長の各区役所（支所）保健福祉センター長宛て「被保護者の遺留金品の処理について（通知）」にしたがって処分を進めるか、法律事務所等に委託して処理すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>遺留金品の保管が長期に及んでいるものについては、個別に原因を確認し、要領に沿った処理を進めていくとともに、複雑な法的問題が原因となっているものについては、弁護士による法律相談を活用するなどにより原因の解消に努め、処理を進めるよう、令和元年5月15日開催の区・支所生活福祉課長会において周知し、徹底を図った。</p>

(児童扶養手当給付費－1)

指 摘 事 項
<p>第2 監査の結果及び意見</p> <p>2 個人給付型扶助費</p> <p>2.4 児童扶養手当給付費</p> <p>2.4.6 納付実務の検討</p> <p>【指摘事項】債権管理の徹底</p> <p>債権管理台帳の整備以後、1年以上も記載がないサンプルが見受けられた。担当課からの回答によれば、平成28～29年度は債権回収事務が網羅的に実施されておらず、記録すべき事項が無かったということだが、当然ながらそれでは債権を放置しているだけであり管理していることにはならない。債権管理を徹底し、管理台帳へ経過を記録すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成30年度に、債権に関する一覧表（債務者、金額、残債、分納誓約、収納状況等）を新たに整備した。また、当初納期限が平成30年9月末以降の債権のうち、期限内に償還が確認できない債権について、納期限後30日以内の督促を行うとともに、平成30年12月及び平成31年3月には、滞納金が生じている債務者全員を対象とした一斉催告を実施するなど、徹底した債権管理を行っている。</p> <p>令和元年度以降についても、納期限後30日以内の督促及び年3回（7月、11月、3月）の一斉催告を引き続き実施し、定期的かつ網羅的な債権回収に取り組み、その経過について、隨時債権管理台帳への記録を行っていく。</p>

指 摘 事 項
<p>第2 監査の結果及び意見</p> <p>2 個人給付型扶助費</p> <p>2.5 小・中学校就学援助費</p> <p>2.5.5 支給事務</p> <p>【指摘事項】学校から教育委員会への実績報告書における誤り</p> <p>修学旅行中の昼食代が修学旅行費と給食費で二重払いとなっている事例があった。修学旅行中の昼食の請求の扱いについては学校ごとで認識度合が異なるようにも見受けられたため、昼食代が二重請求とならないように実績報告書に記入欄を設けるなどして、教育委員会においてもチェックをすることを検討されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>宿泊を伴う校外活動及び修学旅行の食事代に給食費を充当しているか確認するため、令和元年度から食事代と給食費が二重交付にならないように「給食費充当分」の欄を追加し様式を変更した。食事代に給食費の充当がない場合も、学校は「給食費充当分」の欄には「0円」を記載することとし、教育委員会においても、充当の有無を確認している。</p>

指 摘 事 項
<p>第2 監査の結果及び意見</p> <p>3 医療費減免型扶助費</p> <p>3.1 生活保護扶助費（医療扶助）</p> <p>3.1.5 モニタリングの状況</p> <p>【指摘事項】受診状況把握対象からの除外</p> <p>京都市は頻回受診の検討において、前年度に嘱託医・主治医照会をかけた者を受診状況把握対象者から除外しているが、厚生労働省の適正受診指導要綱が定める受診状況把握対象者にはそのような取扱いはない。除外の対応は適切でないため改めるべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>令和元年度から、厚生労働省の適正受診指導要綱が定める受診状況把握対象者の定義自体が「3箇月連月各15日以上受診」から「単月15日以上かつ3箇月合計40日以上受診」に変更されたため、この変更と合わせて、今年度実施分（4～6月レセプトが本市に到着する令和元年8月以降）から除外の取扱いを改め、対象者を抽出することとした。</p> <p>その旨を、令和元年5月15日開催の区・支所生活福祉課長会において周知し、徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>第2 監査の結果及び意見</p> <p>4 施設運営型扶助費</p> <p>4.7 障害児施設給付費</p> <p>4.7.6 モニタリングの状況</p> <p>【指摘事項】実地指導の実施不足</p> <p>放課後等デイサービスの事業所に対する実地指導を、厚生労働省の部長通知や事務連絡で要請されている頻度で実施できていないのは問題とせざるを得ない。所管課は他事業の事業所への指導監査も含め可能な限り事業所に赴いているが、人員に限りがあるため放課後等デイサービスへの実地指導数を十分には実施できていない。</p> <p>このため所管課人員の絶対数を抜本的に見直すべきである。国が要請する頻度での実地指導を実施できるだけの人員が配置されないのであれば、必要な環境整備を行った上で、実地指導を補助しうる外部委託も検討するなど、人員配置を含めあらゆる方策を検討すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>急増する放課後等デイサービス事業所等の適切な運営の確保や事業の質の向上を図るため、平成31年4月から、放課後等デイサービス事業所を含む児童福祉施設・事業所の監査を担当する職員を2名（担当係長1名、係員1名）増員し、監査の実施体制を強化した。</p> <p>体制強化により、令和元年度においては、現在の事業所数に対する必要な実地指導数を確保できる予定である。ただし、今後、事業所が急増する場合や、突発的な案件の対応状況によっては、必要な実地指導数の確保が困難となる可能性があるため、引き続き状況を踏まえて必要な体制を検討する。</p>

(学童う歯対策事業－1)

指 摘 事 項
<p>第2 監査の結果及び意見</p> <p>5 市単独事業扶助費</p> <p>5.1 学童う歯対策事業</p> <p>5.1.6 事業の有効性分析</p> <p>【指摘事項】学童う歯対策事業の見直し検討の迅速化</p> <p>学童う歯対策事業は平成24年度の包括外部監査、平成26年度の事務事業評価委員会、平成28年度の包括外部監査で事業の必要性等を見直す必要があると指摘されてきたが、現時点では子ども医療費支給制度と併せ子ども若者はぐくみ局に移管されたのみで、事業自体は何ら変更なく継続されている。措置状況としては検討中とのことであるが、検討に6年も要している状況は検討スピードが不十分と言わざるを得ない。</p> <p>子ども若者はぐくみ局が設置された趣旨は、京都市が子どもや青少年等に関する<u>施策を融合し、少子化対策、子どもや子育てに関する支援・対策を総合的かつ積極的に推進する</u>ためである。子どもを対象とした他の医療制度とも併せた総合的な検討が必要であると思われるため、早急に検討を完了されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>学童う歯対策事業については、平成29年度から、子どもに係る医療費助成等と併せて、子ども若者はぐくみ局に業務が移管された。</p> <p>子ども医療費助成制度については、令和元年度9月診療分から、通院医療費の自己負担額上限を引き下げる制度改正を行った。</p> <p>子ども医療費助成制度の制度改正を踏まえ、学童う歯対策事業も含めた事業効果について、令和元年度に以下のとおり検証を行った。</p> <p>平成30年度の小学生う歯罹患率については、本市は政令市の中で5番目に低い結果となっている。小学生のう歯罹患率が低い政令市5市（本市を除く）では、子ども医療費支給制度における助成額が一人当たり平均約3万円であるのに対し、子ども医療費支給制度に加えて学童う歯対策事業を実施している本市においては、一人当たり平均約1万7千円</p>

である。

このことから、う歯の処置に対する助成に特化して施策を講じることで、効果的にう歯の罹患率低下に貢献していると考える。

したがって、本事業については、現時点では大きな見直しの必要がないものと考えている。今後とも、子ども医療費支給制度と学童う歯対策事業を併せた同様の検証について、継続的に行っていく。

なお、子ども医療費支給制度については多くの自治体で一部負担金を導入しており、学童う歯対策事業における一部負担金導入については、今後とも検討を行っていく。

## 2 平成 29 年度包括外部監査（平成 30 年 3 月 29 日監査公表第 747 号）

（入湯税－1）

指 摘 事 項
<p>第 10 入湯税</p> <p>3 入湯税における監査結果</p> <p>3. 4 日帰り入湯客からの未徴収に対する対応について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>入湯税に関する規定の整備を行い、所管課は規定に則った課税及び調査手続きを行われたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>京都市市税条例等の解釈や詳細な取扱いについて、特別徴収義務者や納税義務者が更に明確に判断できるよう「京都市入湯税取扱要綱」を平成 31 年 1 月 25 日に制定し、併せて、「入湯税特別徴収の手引」（平成 31 年 2 月発行）の記載内容も変更した。</p> <p>これらにより、規定に則った課税及び調査手続を行う。</p>

### 3 平成 28 年度包括外部監査（平成 29 年 3 月 30 日監査公表第 733 号）

（学童う歯対策事業－1）

指 摘 事 項
<p>第 6 補助制度について</p> <p>3 監査の結果及び意見</p> <p>3.4 京都市学童う歯対策事業</p> <p>（指摘事項）</p> <p>京都市学童う歯対策事業については、過去の包括外部監査、その後の事務事業評価委員会で指摘があったにも関わらず、依然として対応を検討中のままである。さらに、補助金から扶助費に費目変更されたことに伴い、京都市のホームページでも詳細が公開されなくなり、市民の目に触れる機会も少なくなった。特に事業の存続や見直しといった根本的な部分について複数の機関より指摘を受け、当初の指摘から何年にもわたって検討中の状態が続いているのであるから、真摯に対応していると認めることは難しい。過去の指摘を踏まえ、早急に改善を行われたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>学童う歯対策事業については、平成 29 年度から、子どもに係る医療費助成等と併せて、子ども若者はぐくみ局に業務が移管された。</p> <p>子ども医療費助成制度については、令和元年度 9 月診療分から、通院医療費の自己負担額上限を引き下げる制度改革を行った。</p> <p>子ども医療費助成制度の制度改革を踏まえ、学童う歯対策事業も含めた事業効果について、令和元年度に以下のとおり検証を行った。</p> <p>平成 30 年度の小学生う歯罹患率については、本市は政令市の中で 5 番目に低い結果となっている。小学生のう歯罹患率が低い政令市 5 市（本市を除く）では、子ども医療費支給制度における助成額が一人当たり平均約 3 万円であるのに対し、子ども医療費支給制度に加えて学童う歯対策事業を実施している本市においては、一人当たり平均約 1 万 7 千円である。</p> <p>このことから、う歯の処置に対する助成に特化して施策を講じることで、効果的にう歯</p>

の罹患率低下に貢献していると考える。

したがって、本事業については、現時点では大きな見直しの必要がないものと考えている。今後とも、子ども医療費支給制度と学童う歯対策事業を併せた同様の検証について、継続的に行っていく。

なお、子ども医療費支給制度については多くの自治体で一部負担金を導入しており、学童う歯対策事業における一部負担金導入については、今後とも検討を行っていく。

#### 4 平成 25 年度包括外部監査（平成 26 年 3 月 31 日監査公表第 693 号）

（市税に係る軽減措置－1）

指 摘 事 項
第2章 市税に係る軽減措置
第4 監査結果
5. 固定資産税
(4) 個別通達による課税免除
④ 個別通達 向島学生センターに係る固定資産税の課税免除について  【指摘事項】 本個別通達は、本市の外郭団体である京都市住宅供給公社所有の向島学生センターに係る固定資産税を課税免除とする内容となって いるが、同様の事業を行う他の団体も課税免除を受けられるような 規定とすることも含め、見直しを検討されたい。

講 じ た 措 置
令和元年8月に個別通達を廃止するとともに、同様の事業を行う他の団体も課税免除を受けられるよう、要綱を改正した。

## 5 平成 24 年度包括外部監査（平成 25 年 3 月 29 日監査公表第 677 号）

(学童う歯対策事業－1)

指 摘 事 項
<p>2. 各補助金等に対する監査結果</p> <p>【6】長期に交付を継続している補助金等は現在も必要か</p> <p>No. 513 学童う歯対策事業 339,441 千円 (昭和 36 年～)</p> <p>【指摘事項】他の制度、他の方法がないかを含めて、学童う歯事業の見直しを検討すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>学童う歯対策事業については、平成 29 年度から、子どもに係る医療費助成等と併せて、子ども若者はぐくみ局に業務が移管された。</p> <p>子ども医療費助成制度については、令和元年度 9 月診療分から、通院医療費の自己負担額上限を引き下げる制度改正を行った。</p> <p>子ども医療費助成制度の制度改正を踏まえ、学童う歯対策事業も含めた事業効果について、令和元年度に以下のとおり検証を行った。</p> <p>平成 30 年度の小学生う歯罹患率については、本市は政令市の中で 5 番目に低い結果となっている。小学生のう歯罹患率が低い政令市 5 市（本市を除く）では、子ども医療費支給制度における助成額が一人当たり平均約 3 万円であるのに対し、子ども医療費支給制度に加えて学童う歯対策事業を実施している本市においては、一人当たり平均約 1 万 7 千円である。</p> <p>このことから、う歯の処置に対する助成に特化して施策を講じることで、効果的にう歯の罹患率低下に貢献していると考える。</p> <p>したがって、本事業については、現時点では大きな見直しの必要がないものと考えている。今後とも、子ども医療費支給制度と学童う歯対策事業を併せた同様の検証について、継続的に行っていく。</p> <p>なお、子ども医療費支給制度については多くの自治体で一部負担金を導入しており、学童う歯対策事業における一部負担金導入については、今後とも検討を行っていく。</p>

(監査事務局)